

岩倉市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者の自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的として予算の範囲内で交付する岩倉市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 岩倉市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、岩倉市の住民基本台帳に記録されている者で、自転車乗車用ヘルメットを購入した日（以下「購入日」という。）の属する年度において満7歳以上満18歳以下である者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護するものをいう。
- (3) 高齢者 岩倉市内に住所を有し、住民基本台帳法に基づき、岩倉市の住民基本台帳に記録されている者で、購入日の属する年度において満65歳以上であるものをいう。
- (4) 自転車乗車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した保護者又は高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

(1) 他の自治体におけるヘルメットの購入に係る補助金（愛知県による補助の適用を受けるものに限る。）の交付を受けていない者

(2) 岩倉市税の滞納がない者

(3) 転売を目的としてヘルメットを購入しない者

(4) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

(5) 補助金の交付後に前各号のいずれかに該当しないことが判明した場合に、補助金を返還することについてあらかじめ同意する者

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等が民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者である場合その他市長が特に必要と認める場合は、児童生徒等が補助対象者となることができる。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、自転車を利用する児童生徒等又は高齢者が着用するヘルメットの購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 第1項の「ヘルメットの購入に要した経費」とは、新品のヘルメット本体の購入費をいい、附属品の購入費、送料、ヘルメット購入のための交通費等を含まないものとする。

4 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につき、ヘルメット1個かつ1回限りとする。

5 この補助金の交付の対象となるのは、同一のヘルメットにつき1回限りとする。

（交付の申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、購入日の属する年度の2月末までに、岩倉市自転車乗車用ヘル

メット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に係る費用の領収書その他支払が確認できる書類の写し
- (2) 自転車乗車用ヘルメット販売証明書（様式第2）又は購入したヘルメットが第2条第4号アからオまでのいずれかの認証を受けていることが確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岩倉市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに岩倉市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第4）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

（検査等）

第8条 市長は、交付決定者に対し、ヘルメットの購入に関し、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項及び第4条第3項から第5項までに規定する要件を満たしてないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決

定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(危険負担)

第11条 ヘルメットを着用して発生した事故等について、愛知県及び岩倉市は、その責を負わない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。